令和６年度の国保税率が改正となります

～北海道が示す標準保険税率に近づける改正をしました～

●国保税率改正の理由

平成30年度より、国民健康保険の財政運営の主体が町から北海道に移管しました。これにより、北海道が保険給付の費用を市町村へ交付し、市町村は納付金を北海道に納めるという方法になりました。この納付金は、医療費、所得及び被保険者数等の状況を基に、北海道が各市町村の金額を定めています。市町村は、その金額を納めるための国民健康保険税（以下、国保税という）を市町村ごとに定めることになっています。

北海道では、毎年各市町村に対し標準保険税率を割り出しており、令和12年度を目途に国保税水準の統一を目指しています。このことから、今金町では令和12年度の国保税水準の統一に向け、北海道が示す標準保険税率に近づける内容で今回の国保税率を改正します。

●今金町が北海道へ納めるべき国民健康保険事業費納付金の減少

令和５年度と令和６年度の今金町における納付金は、前年より総額で1,775万８千円減少しています。（表１）

表１　国民健康事業費納付金の比較

	納付金額
令和５年度	212,418,000円
令和６年度	194,660,000円
比較	▲17,758,000円

表２　財政調整基金の状況

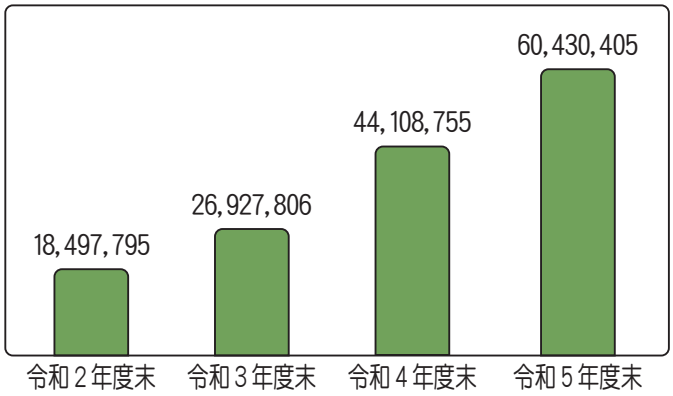

●財政調整基金残高の増加及び国保税率を決めるための所得の増加

納付金を納めるために国保税の金額が足りない場合には貯金の役割をする財政調整基金を投入する必要がありますが、その基金は令和３年度以降毎年積むことができている状況です。（表２）

また、国保税には所得に応じて負担していただく所得割があり、所得の総額により集まる国保税の総額が変わります。令和５年度と令和６年度の所得の比較（表３）は、過去３年間平均と比較すると9,108万2,536円の減となりますが、前年度比は968万1,206円の増となります。

表３　所得の状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	前年度比較
当該年度所得	1,237,037,467	1,448,520,274	1,191,633,257	1,201,314,463	9,681,206
過去３年平均所得	1,527,720,161	1,352,772,695	1,351,366,483	1,292,396,999	▲58,969,484
差引	▲290,682,694	95,747,579	▲159,733,226	▲91,082,536	

●国保税率の改正について

以上のことから、令和６年度に北海道に納めるべき納付金に対応する国保税率を試算した結果、今までの税負担金額よりも引き下げることが可能となり、北海道が示す標準保険税率に近づけた内容で検討を行い、今金町国民健康保険運営協議会に諮り改正税率を決定しました。

改正後の国保税率及びモデル世帯の積算例は次ページをご覧ください。

今月の特集
行政情報
各種情報
まちの話題
情報かわら版
まちの行事予定
学びの道標べ

◆令和６年度の国保税率は、北海道が示す標準保険税率に近づける内容で改正しました。

税区分		現行税率（R３～R５）	改正税率（R６～）	増減	賦課限度額	北海道が示す標準保険税率
医療分	所得割	8.80%	8.39%	-0.41%	65万円	8.39%
	均等割 ※1	34,000円	31,000円	-3,000円		26,990円
	世帯平等割 ※2	35,000円	30,000円	-5,000円		27,316円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70%	2.73%	0.03%	24万円	2.73%
	均等割 ※1	10,000円	9,100円	-900円		9,181円
	世帯平等割 ※2	12,000円	9,200円	-2,800円		9,292円
介護納付金分	所得割	1.50%	2.03%	0.53%	17万円	2.03%
	均等割 ※1	9,000円	9,100円	100円		9,189円
	世帯平等割 ※2	7,500円	7,300円	-200円		7,311円

※１.均等割は一人当たり金額です。
※２.世帯平等割は一世帯当たり金額です。
※介護納付金分は、介護２号被保険者に対してのみ該当となります。
※上記金額に対し各種減免等の制度があります。

積算例

〇保険税の賦課においては、所得に応じて均等割・平等割の軽減がされます。（７割、５割、２割）
〇医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれにおいて、限度額を超えた場合は、賦課限度額が上限となります。

◆世帯員の所得200万円、世帯員４人（内介護２号被保険者１名）

令和５年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計(A)
所得割	176,000	54,000	30,000	260,000
均等割	136,000	40,000	9,000	185,000
平等割	35,000	12,000	7,500	54,500
合計	347,000	106,000	46,500	499,500

令和６年度改正税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計(B)	(B)-(A)
所得割	167,800	54,600	40,600	263,000	3,000
均等割	124,000	36,400	9,100	169,500	-15,500
平等割	30,000	9,200	7,300	46,500	-8,000
合計	321,800	100,200	57,000	479,000	-20,500

◆世帯員の所得400万円、世帯員４人（内介護２号被保険者０名）

令和５年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計(A)
所得割	352,000	108,000	0	460,000
均等割	136,000	40,000	0	176,000
平等割	35,000	12,000	0	47,000
合計	523,000	160,000	0	683,000

令和６年度改正税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計(B)	(B)-(A)
所得割	335,600	109,200	0	444,800	-15,200
均等割	124,000	36,400	0	160,400	-15,600
平等割	30,000	9,200	0	39,200	-7,800
合計	489,600	154,800	0	644,400	-38,600

国民健康保険に関するお問い合わせ先	保健福祉課 保険医療グループ（としべつ ☎82-2780） ・国保制度・医療費に関すること ・特定健診に関すること ・国保事業の短期人間ドック、精密脳ドックに関すること	税務住民課（役場 ☎82-0111） 戸籍年金グループ ・国保の得喪手続きに関すること ・被保険者証の交付に関すること 課税収納グループ ・国民健康保険税に関すること